

各論点における検討会構成員の主な意見(第1回～第6回)

①審査結果の不合理な差異の解消

【審査結果の不合理な差異とは何か(定義)】

- ルールが同一であっても、審査委員や患者など人が介在し結果が異なることが考えられる。現場の医学的判断は一点に統一されるものではなく、一定の幅をもっているものではないかと想像する。
- 以前に比べると、被用者保険では請求が認められず、国保では認められるということが解消されてきていると聞いている。患者本位の標準的医療がエビデンスに基づいて浸透しつつあり、これは質の高い標準的な医療を提供することにつながる。ただし、画一的であってはならない。
- 社保と国保の差異を考えると、そもそも加入者の年齢構成を含めて状況が異なり、そうしたことから、国保と社保で差異が生じることがあるのではないか。
- 支払基金で行われている改革についてはしっかりと検証して、行き過ぎであれば軌道修正すべきものであり、単純に全てどちらかに統合する、どちらかの仕組みを当てはめるということは、早計ではないか。毎月、1億6千万件という非常に多くのレセプトを取り扱っており、また、社保と国保では、それぞれの成り立ちから患者構成や疾病構造も異なり、それに特性がある。
- 保険局長の国会答弁にある医療の個別性と診療ルールの画一性の間を埋めながら、専門的知識と臨床経験に基づいて審査している中で、支払基金と国保連において差異解消に向けた様々な取組が継続されている。継続して両者の差異解消に取り組んでいくべきである。

【各審査支払機関の差異の解消】

(コンピュータチェックによる審査の9割完結)

- 審査支払業務の潤滑な運営のためには、審査委員と職員の連携が重要であり、AIを用いた審査の9割完結は、あくまで前捌きとして、財政中心に議論が一人歩きしないよう注意が必要である。
- 基金と国保でAIを導入するポイントはそれぞれ違うようであり、後で問題とならないよう、その内容を調整してから進んだ方が良いのではないか。

- 金額比率は入院レセプトの方が大きいので、支払基金は、現段階で対象から除外することなく入院レセプトもAIにかけるべきではないか。
- AIを使いながら「コンピュータチェック(以下「CC」という。)による審査の9割完結」を目指していく中で、審査の質を担保出来るのか確認したい。
- このAIの仕組は、再審査の結果が正しい審査結果であることを前提としているが、医療機関から見るとそのような認識ではない。この仕組みは否定しないが、一方で、教師データを検証するプロセスを入れるべきである。

(CCの統一に向けた取組)

- 国保は、2022年度にVランプのCCを全国統一することであるが、国保連の外付けシステムにも連合会ごとのCCが存在するのであれば、それは支払基金の支部のCCと同じようになくさなければならない。
- CCは基金と国保のそれぞれが全国統一をしていくということだが、その過程で両者を合わせないと、バラバラに全国統一したものを合わせるとなると、また時間がかかるてしまう。

(審査基準の統一に向けた取組)

- それぞれCCの項目も違うが、出口となる審査基準の整合性はどのようにとるのかプロセスが不明である。
- 支払基金資料(第2回 資料②)のP20(自動レポーティングで見える化された差異の解消フロー)は、年間どれくらいのものを解消するようなスピード感で行うのか。
- 各都道府県/ブロック単位で議論が行われているが、これは、人の動きを意識して、都道府県別にカスタマイズされ過ぎている。標準的なベースにより、効率的にバージョンアップする体制に変えていくことが大切と考える。

(自動レポーティング機能)

- 自動レポーティングの対象がCCの結果の処理状況ということだが、CCが付かないレセプトはどの程度あるのか。それについては、レポーティングを行う必要はないのか。

- 自動レポーティングは、「その差異が説明可能なものか否かを調査・分析」と書かれているが、公開されるデータは、人の判断によるフィルタがかかったものだけではなく、差異が不合理か否かにかかわらず、レポーティングされた差異は全て出すべきである。
- 差異の見える化やPDCAを回すに当たって、どこをどのようにシステム化するのか、まだ工夫の余地があるのではないか。
- 全ての検証データを支部で検証することとしているが、毎月のレポートが10事例を目途というのは少ない。本部で対応可能なものは支部での検証を省略する、システムを活用する等、自動レポーティングのフローを見直し、より多く、よりスピーディなレポーティングを目指すべきである。
- 自動レポーティングはシステム刷新が来年なのに、一部が令和4年度からというのはなぜなのか。理由があるなら、それをきちんと示したうえで、工程をつくらないといけない。
- 自動レポーティングは、現在の進捗状況と内容を明らかにするとともに、レポーティング結果も保険者に情報公開し、協議しながら審査基準の統一化に向けての取扱いを検討することが必要である。
- 自動レポーティングのPDCAについて、状況の公表に当たって、コンピュータチェックからレポーティングまでの進捗管理を誰がどのような形で実行するのか。
- 自動レポーティングについて、支払基金で見える化した差異の公表、情報提供は定期的にきちんと実施していただきたい。
- 保険者等から本部あてに支部間差異があるとして照会が寄せられた事例についても、積極的に自動レポーティングを進めてもいいのではないか。迅速に不合理な差異の解消を進めるため、そのような事例も対象にする等、可能な限り幅広に自動レポーティング機能を活用し、再審査の減少に寄与していただきたい。
- 自動レポーティング機能は、審査結果の差異を把握するため、支部別の査定や返戻などの処理状況を見る化して、差異解消に取り組むためのものと理解しているが、医学的判断が必要な事例にも踏み込んで見える化するものなのか。

- 仮に、同じ患者が違う地域にいた場合、同じ医療を受けるべきであると考えている。現状では、地域によって提供されている医療が異なる場合があり、その結果審査結果が異なっている場合があり得るとは理解しているが、どこにいても同じ最適な医療が保険診療として受診できるようになっていくことを目指すべき。そのための差異解消ととらえると、コンピュータやAI等で一律に査定することを目指すのではなく、可能な限り差異を見える化、原因究明し、その結果をオープンに議論していくというプロセスを整えることが必要であると考える。

【審査支払機関の間の差異の解消】

- 雇用が流動化して社保と国保をわたりあるく人が増えた。保険者種別で不公平が生じないようにしてほしい。
- 一般から見れば社保も国保も同じ審査支払機関。なぜ2つあるのかと思われている。
- 支払基金と国保で審査のやり方に大差がない、それぞれ異なった判断をしようとしているとは考えられないので、一つに統合してはどうか。
- 組織を統合することは難しいのかもしれないが、基金と国保の審査委員を同じ者が担えば、そもそも社保・国保の差異は生じにくくなる。特別審査委員会は2割ほどの先生が両方の審査委員に委嘱されていると聞いている。
- ガラパゴスルールなのか、患者の個別性なのは判断が難しい。現場の判断には幅があってしかるべきだが、社会実験としてレセプト交換をする等により不合理な差異の原因を認定するべきではないか。
- 不合理な差異解消の取組を進めるため、両機関の差異解消のプロセス、目標や方法、あるいは工程等を明らかにすることが重要である。
- 来年のシステム刷新後、自動レポーティングにより差異の見える化が加速すると考えられるため、連絡会議について、双方で統一できた基準をその都度ウェブで情報提供し合う等、スピード感のある対応の検討をお願いしたい。

- 審査基準の統一のための連絡会議による両機関の調整を迅速に進めるためには、国が統一に向けた見解を示す、早期解決に向けてリーダーシップを取るということが必要である。
- 審査基準を統一するということは、ルールを作っていくということである。例えば、療養担当規則やQ&Aにしていく等、意識的にルール化していくようなことができるかどうか、併せて検討いただきたい。
- 審査基準の統一事例の数字は分母がないと意味がなく、それを示した上で議論をするべきである。
- 全国統一した審査基準の事例数が示された(第4回 資料①のP1)が、この事例数が適切なのか、何をゴールとしているか、検討中の事例が溜まっていることが良いことなのかといったことが明らかになっていない。
- 各都道府県の審査基準を整理した上で、第4回 資料①のP1にあるフローに乗せていく必要があるのではないか？既にある審査基準はこういう形で整理をしていくのだろうが、なかなかスピードが上がらない。日々、新しい医薬品や診療行為が生まれてくることから、新しいものについては、そもそも最初から、両者・全国でそろえていくべきではないか。
- 支払基金と国保連の審査委員の併任は、両機関の審査プロセスや各機関の加入者属性を踏まえた審査の在り方等を確認することが可能となることから、差異解消に向けて意味がある取組であると考えている。なお、審査委員一人当たりの審査件数が増加していることから、取組の実施に当たっては、審査委員の体制強化を検討いただきたい。

②支払基金と国保連のシステムの整合的かつ効率的な在り方

【最終形として目指す姿】

(総論)

- 基金のシステム刷新には約230億円をかけている。同じものを2つ作ることはナンセンスであり、極力重複を避け、先に開発される基金のシステムを可能な限り活用してほしい。また、被用者保険の負担した開発費用の還元を併せて検討していただきたい。

- 審査結果をできるだけ統一していくというそもそもその観点から見ても、CC、自動レポーティング機能は、当然共同利用すべき。保険者や保険医療機関等のシステムとの連携のしやすさにも配慮し、進めていただきたい。
- 基本的には、全て共同利用すべき。支払の機能も含め、検討していただきたい。また、その前提で開発の体制も検討していただきたい。
支払基金は、国保連が有している保険者機能を担うことは考えられないか。
- モジュール化等の設計の仕方だけではなくて、システムを最も効率的で効果的な最先端なものをきちんと使っているかということも精査していただきたい。
- デジタル化の推進に当たり、これまでの業務の在り方を見直していくことは必須である。
- 業務の見直しが必要であるという視点で業務オペレーションに関するシステムソフトをどうするか検討し、そのシステムは毎年バージョンアップしていくような努力をする。それによって、コストをかけず、よりスピーディにより正確に新しいサービスにも対応できる体制を作ることが重要である。
- 国民目線で見ても、統合できるところは統合する、共同化するというのは当然必要。業務のやり方を根本的にもっと大所高所から見て、より合理的な方法を今後検討すべき。
- 歴史や法律が別々のため、それぞれ独自にシステム構築をしてきたと思うが、少なくとも医療機関の請求に対する審査については統一してほしい。
- システムの構築費用もかなりの額になり、人員削減も含め、失敗は許されるものではないと考えている。結論ありきでなく、審査現場の声をしっかりと聞き、問題点を共有して、ソフトランディングすべきと考える。
- 国保の有するシステムは、各システムが連携しており、システム更改における課題の一つとされているが、最終稼働が2031年(令和13年)度では遅すぎるため、システムのうち、審査支払系システムの部分を支払基金が開発中のシステムに切り替えてはどうか。
- 今までの紙レセプトを前提とした審査をデジタル化したとしても、審査の質の向上には限界が出てくる。将来あるべき姿も踏まえた上でどういうことが必要なのかということを、紙ベース前提ではなくて、デジタルを前提にした

中の工程を描いていくことが必要である。そのためには、レセプト様式の変更等も検討すべきであることから、厚生労働省の関与が必要であると考える。

- 今、政府において政府共通プラットフォームが議論されている。医療はまさに公共部門の一部であり、政府共通プラットフォームにうまく乗るのであれば、その中で業務の標準化や、デジタル化、もちろん財政的な支援といった議論もできる。今般、デジタル庁も発足することから、今回の取組が政府共通プラットフォームの枠の中でできるかどうか検討いただきたい。

(CC)

- CCは平成28年の検討会でも議論が行われたが、そもそも言語が異なるイメージである。どう整合性を取るのか。
- 支払基金資料(第2回 資料②)のP21と国保資料(第2回 資料③)のP10で単位が異なり数字が全く違う。統一するべきであり、それができないなら、基金のチェックを後から作る国保が使った方が経済的にも効率的。そうすれば、自動レポーティングの結果も、同じものを使うので、不合理な差異が自動的に解消されてくるのではないか。
- CCの単位を揃えることは、不合理な違いを明らかにするためには最も大事だと思うので、ぜひ検討いただきたい。
- 試行的に公開しているCCの中には、医学的根拠に基づいた事例も含まれている。既に問題が生じていないのか。また、今後問題が生じた場合どのように対応するのか。慎重に対応していただきたい。

(再利用可能性)

- 審査支払業務等を支援する情報システム構築においては、可能な限り複数機関が相互に乗り入れて活用できるようにするべきである。このような業務支援基盤が実現すれば、結果的に、日本社会全体としてのコスト削減が図れるものと考える。しかしながら、国保の業務を止めることなく円滑に移行させることを優先させねばならず、その点には留意する必要がある。
 - 保険者業務についても、例えば被用者保険が国保のシステムを、サブスクリプションベースなどで利用できるよう、開発に留意すべき。
 - 医療機関のレセプトチェック機能についても、本来であれば、審査支払機関のチェックをサブスクリプションベースで利用できるようにすべき。

【考慮すべき制約条件】

- 国保のシステムは各都道府県とつながることにより全国決済等の処理も行っており、また、保険者機能を有する様々な分野のシステムともつながっているため、注意が必要である。これを念頭に、効率的に共用できるシステムを構築していくか検討しなければならない。令和6年に更改をしなければいけないという期限もある。コストは各連合会の負担であり、最終的には市町村負担であることも考慮すべきである。
また、市町村はコストを一定期間で平準化しなければ負担できない。できるだけコストダウンしていくと思うが、一定の経費がかかるものと想定されるので、市町村に対する財政的な支援をお願いしたい。
- 支払基金と国保連のシステムの整合的かつ効率的な在り方の検討は、審査の在り方の共通化と同時に費用圧縮も目的の一つ。そのことからすると、2024年の更改はハードウェアのクラウド化に留め、支払基金の新システムの状況を的確に把握した上で、両者が連携し検討するべきである。
- システムのクラウド化は、複数のソフトウェアをクラウド上で連結・通信させ、共通部分を相互で利用することにより全体のコストを下げることが本質的な意義であり、クラウドリフトだけでは効率化にはならない。
- 現在、共有しているASPを含むオンライン請求システム部分について、国保では費用の問題から、基金のシステム更改から2024年までの間は採用できないと説明されているが、支障が生じるのではないか。
- システム更改に当たっては、各市町村の保健事業等のサービス提供に支障が出ないよう進めていただきたい。
- 国保連は、国保総合システムの他に、市町村の実情に合わせた外付けシステムを有している。2024年に全てをクラウド化することは、システム障害等、リスクが高い。慎重に段階的に進めていくことが現実的である。

【スケジュール、体制及び費用負担】

(スケジュール)

- 整合的かつ効率的なシステムにするためには、同一の機能を1つにまとめ、1つの仕組みを双方で共有するというのは最も好ましい方法ではあるが、今、議論の中心にあるのは、効率的よりも整合的のほうにあると考えるならば、効率的であることは第2ステップに先送りをして、2024年に向けて

はまず、整合的であることのみを考えて、最低限の開発をするのが好ましいのではないか。

- 2024年のシステム更改と並行し、あるべき姿に向けた検討を進めるべき。国保連のシステムを疎結合するため、インターフェースの定義に半年から一年必要だとすると、2026年から2027年が目指す姿の実現時期となるのではないか。
- 2024年の受付領域の共同利用及び審査領域の業務要件の整合性の確保はとても意義深い取組である。また、当初、国保は段階的に進めるという案が示されているが、このスケジュールどおりに進めば少し前倒しで実現できるのではないか。
- 進捗管理は当然あってしかるべきであるが、定期的なチェック、見直しといったPDCAサイクルを回していただきたい。また、2024年に課題が残ってしまう可能性があることを念頭に置き、対応を進めていただきたい。
- 第5回 資料2の「効率性の実現」に関して、2024年以降に期限はなく、矢印が終わりなく伸びている。両機関での共同開発を実働的に行い、早期に技術的なアイデアを出し合うことにより、矢印が延々と伸びていかないような形でやっていただきたい。
- スケジュールどおり進めることは重要であるが、取りあえず手直しをして前へ進んでいっても、根本的に問題解決していかなければ後でトラブルが発生するであろうし、今回の場合は両機関に関わることで全国に影響するため、柔軟でかつ的確な対応をお願いしたい。
- 現在、政府が急速にデジタル化を推進しているところ。システム開発に時間がかかりすぎているのではないかという議論もあり、可能な限り政府のデジタル化と歩調を合わせることが必要である。
- デジタル庁や厚生労働省においてもフォローしていくとは考えているが、IT、IoT、AIの進歩のスピードは速く、今後の技術進歩も踏まえながら、今後推進に尽力いただきたい。

(体制)

- 開発担当者が1か所に集まり、設計段階から共同作業し、そのノウハウを国保連の独自システムにつなげていくための基盤にもしていくという体制

整備の取組をすることにより、今後の共有は、最初の段階から共有するという発想で臨んでいただきたい。

- 今の議論では、どちらかの組織が何かをつくって、相手がそれを見ながらつくるという非常に非効率な状態に陥ってしまう。統一したシステムを使うということを、クラウド前提で考えるのであれば、両機関がシステム開発部分を外出しし、一つの組織にするようなことまで含めて体制の在り方を考えなければならないのではないか。
- システム開発の体制としては、技術のある人を連合会などから中央会に集めて、中央会の機能を強くしなければならない。
- 最後はガバナンスの問題。いずれは中央会も、支払基金の本部のように、国保連合会との主従関係を逆転させてグリップを効かせる必要がある。そうでないと、一つの連合会がダダをこねただけで、途端に進まなくなってしまう。
- 両機関の技術的なすり合わせの必要が生じた場合、両機関に任せのではなく、最新技術を取り入れ、効果的なものになるよう、厚生労働省は主導して進行管理していただきたい。
- 「支払基金と国保の実効的な合同実務部隊」を構築することは、共同開発においてとても重要である。厚生労働省も参画して丁寧に実行していただきたい。

(費用負担)

- 国保にも財政出動し、しっかりとした仕組みを国保側に合うような形で作った上で、支払基金の仕組みでそれをうまく結合して統一していく必要ではないか。
- 国保システムについては、迅速な更改・支払基金との基準の統一を国保ができない理由が、技術的な限界によるものなのか、ベンダーロックによるものなのか、お金の制約によるものなのか整理が必要。費用の問題であれば、少なくとも相場観が必要で、この際、国費を入れることを考えるべきではないか。ベンダーとの契約で違約金が発生するからダメなのであれば、違約金を国費で払ってはどうか。

- システムにかかる費用は保険料にはね返ってくる。システム改修期間を短縮したためにその負担が増加するということがないよう、国からの費用支援も検討いただきたい。

③その他

【オンライン請求の促進】

(共通)

- 保険医療機関等、保険者等、審査支払機関が一体的に見直していく必要があり、国が主導し、期限を決めた上で一気呵成に取り組んでいきたい。また、厚生労働省は通知改正、財政支援等も検討していただきたい。
- 審査支払機関だけが効率化しようとしても部分的にしかならず、全体の流れの中で実行しなければ本当の効率化は実現できないというのが定石である。大きな方向性として、オンライン化することは決まっていることであると考えられ、この方向性で進めていくべきである。
- オンライン化の推進には課題が多いと認識しているが、推進の方向で進めていくものであり、効率的な運用の仕組みを実現するためにはシステムベンダー等による検討も必要である。システムベンダーは、目標を示さなければ検討等を進めないため、目標として、大体いつまでに紙をなくすということを示すべきである。

(保険医療機関等からの返戻再請求のオンライン化)

- 紙レセプトをなくしていくべき。受け付けないことはできないだろうが、支払を遅らせるなどのペナルティを取り入れることによって削減することを検討してはどうか。
- 紙レセプトの削減も重要。健保連、健保組合は保険者再審査で紙レセプトの提出を削減するべく取り組んでいるが、医療機関からの紙レセプトによる請求も減らすよう、国の取組としてもお願いしたい。
- 返戻再請求は、紙レセプトのほうが断然容易。例えば、事務担当者は、送付された紙レセプトをそのまま持ち運び、直接記載して修正することが可能。一方、オンラインによる再請求は、時間や手間がかかる。
- オンライン資格確認が開始し、オンライン資格確認用端末でオンライン請求することが可能となるため、これまで推奨されなかったオンライン請求用

端末とレセコンや電子カルテを物理的に接続する必要性、必然性が生じてきている。

- 通常、保険医療機関等の電子カルテシステムは、外部と接続しない専用端末を使用している。今後も変わらないであろう。また、オンライン請求用端末も専用端末を使用している。多くの保険医療機関等は、この二つを一体にする考えはないのではないか。
- 医療現場でなぜ紙で対応しているのかを把握した上で、保険医療機関等に対するペナルティや義務化といった取り組みではなく、自然と紙レセプトが減るような現場に負担をかけない対応策を検討していただきたい。
- 紙レセプトによる請求は、請求省令の例外として認められている一方で、自然と電子請求への移行が進むと考えている。医療機関に対してペナルティを課して実現しようとするのではなく、デジタルへの取組の意義等を丁寧に説明し、実現してほしい。
- 提案された対応案は、オンライン資格確認の仕組みの導入によって資格過誤返戻が減るため、期限を切って例外の余地なく返戻は全てオンラインだけにするということであるが、今後のオンライン資格確認の仕組みの導入による削減効果を見極めた上で取組を実行すべきである。
- オンライン化の推進に当たって、システム上の課題が示されており、この課題を解決し、その状況を見た上で、今後の取組を検討すべきである。
- 取組開始時期について、保険医療機関等と保険者が歩調を合わせつつ進めるべきであることから、大規模保険者とそれ以外の保険者とで段階的にするのであれば、一定規模以上の病院の少なくとも資格関係については、オンラインによる再請求とすべきではないか。
- 保険医療機関等に網羅的にヒアリングしたわけではないが、オンライン請求しているにもかかわらず、紙レセプトにより返戻再請求する多くの理由は、「紙レセプトで返戻されるから」「届いた紙レセプトに加筆修正し再請求するほうが容易であるから」であり、オンライン化を進めた場合に、何か抜本的に困ることはないと言っている。完全オンライン化に向け、そもそも紙を発生させている、審査支払機関からの紙レセプトによる返戻(出力紙レセプトによる返戻)を廃止しオンラインでのみ返戻すべきである。

- 提案された対応案には含まれていないが、電子媒体による請求のオンライン化の推進にも取り組んでいただきたい。

(保険者再審査のオンライン化)

- 保険者再審査のオンライン化に当たっては費用がかかる場合もあり、特に規模の小さい保険者にとっては負担になる。
- 協会けんぽは、支払基金から紙媒体で請求されたレセプトの画像データ及びテキストデータを有償で提供いただいている。両者のシステム改修が必要であるが、この画像データ及びテキストデータを活用し、紙出力せずにオンラインにより再審査申出する仕組みを実現できないか。

(実施方法)

- 厚生労働省は、今後の取組の検討に当たって十分に関係者にヒアリングし、現状把握していただきたい。新しい制度が開始されるときはたいてい手探りの部分が多くなるが、なるべく手戻りがないよう、丁寧な準備、分析、検証をしながら進めることが最も重要である。
- 審査業務の効率化のため、通知の改正等を含めた紙レセプトの削減に取り組んでいただきたい。
- スケジュール案が示されたところであるが、取組を進めながら検証や修正等の議論は継続していただきたい。デジタル化の推進等によって、地域における医療提供が妨げられないよう、審査支払機関も含め、注意深く進めいただきたい。
- オンライン請求を行っている医療機関等への紙媒体による返戻の廃止を早く実現すべきとの意見もあるが、現場の負担感を踏まえると性急に進めることは無理があると考える。
- 今回示された対応案が適切であり、目標を設定したほうがよいと考えている。第一段階として、まず審査機関から返戻されるレセプトをオンライン化する、第二段階を一年後としていることは、一定の目標を設定していると捉え、絶対の期限ではないこととしていいのではないか。
- オンライン資格確認の導入に伴い、患者は自分の電子レセプトの情報の一部が保険医療機関等やスマホで閲覧できるようになるが、紙レセプトはその対象外である。これは、医療の質の向上にもつながることであり、返

戻によるものは紙だから、その分は患者さんが閲覧できなくてもやむを得ないということにはならない。何とかオンライン化していただけるようにお願いしたい。

- 現在の保険医療システムのネットワークに関する、またはセキュリティに関する考え方というものを改めていただくことをお願いしたい。なぜなら、全体のコストを下げながら、全ての小さな保険者までがペーパーレス化をするというのは難しいのではないかと私は考えている。例えば、オンライン資格確認の仕組みは、専用ネットワークで作られた専用システムにつなげなければならず、これが、実は医療機関のシステムに関するコストを押し上げる原因となっている。
- システム上の課題を考える上で重要なポイントとして、セキュリティの確保を重要視し、利便性を全く無視した形で議論を進めてきた結果、オンライン請求ネットワークへの接続に厳しい制限がかけられてきた。今後、取り組みの実施に当たって、全体を設計し直す必要がある。
- 訪問看護はまだ全て紙のままであり、今後のデータ分析のためには電子化が必要。また、歯科レセプトについても、在宅診療や口腔ケアの状況把握のために、電子化・オンライン化が必要である。

【レセプト原本データの一元管理】

- 国保では、2011年の東日本大震災の際、東北の国保連合会や医療機関等でレセプトが津波によって流されるといった事案が発生し、国保中央会が管理しているデータを各都道府県の連合会等で活用した事例がある。
- 再審査業務に関する事務負担軽減を目的とした場合、費用対効果は低いという印象。ただし、災害対応、データのその他利活用等目的を幅広に考えて検討してはどうか。

(電子レセプトのアーカイブ機能の提供)

- 保険者側の基幹システムの改修費等も勘案すると、現時点では電子レセプトの保管費用の軽減のみでは費用に見合う効果は得られない。一方、今後保険者業務のデジタル化がさらに進むことも想定され、デジタル化を見据えたその他の活用方法を検討する中で費用対効果が改善する可能性もあることから、現状での実施は難しいものの、今後継続的に検討すべき取組であると考えている。

- 現在、レセプトデータを活用し保険者機能発揮のために分析を加えながら健康指導をしており、原本データを支払基金で管理することとした場合、都度アーカイブのほうに参照しにいかなければならなくなるため、不便になってしまうと考えている。

(写しレセプトによる再審査の実施)

- 現在でも支払基金は、審査後半年程度は写しレセプトを保管し、活用している。参考として示されている再審査申出への対応のために必要な期間、写しレセプトを支払基金に残しつつ、保険者は本来持つべき原本データを自由に活用することとしてはいかがか。
- 原本レセプトと写しレセプトの同期のための追加費用が必要であり費用に見合う効果が得られないこと、また、今後のさらなる発展の可能性は、どちらかというと低いのではないかと考えている。

【診療データの審査における活用】

- データが必要となるかどうかはケース・バイ・ケースという考え方では、システム化が困難であるため、必要となるデータを決め、該当のケースには必ずデータを収集しておき、データを確認する必要が生じた場合に集めてあるデータから抽出するという仕組みにすべきである。
- 審査支払機関からの診療データの提出依頼は、具体的にどのデータを出すよう依頼されるのか。それとも、保険医療機関等が考えてデータを出すのか。医事課で提出するデータを作成することになるが、全ての作業に医者が関与することになるのは非常に非効率である。
- 余計な負担とコストが発生しないよう、必ず提出可能なデータを提出させることとして試行すべきである。
- 日本の国内の検査データというのは基本的には外部精度管理が一元化されているわけではないため、例えば全く同じ検体の検査をしたとしても全く同じデータが出てくるとは限らないという状況になっている。このような取り組みを進めるのであれば、例えば、診療報酬制度の中で外部審査をし、一定のレベルが揃っているということを証明された後でなければデータを受け取らないというような形にしなければ、機械化できず、かえって非効率なるのではないか。

- 審査委員会から添付を依頼され提出するデータのうち、検査値及び手術記録等は、コメントとしてレセプトに記載することが可能である。画像は、レセプトに記録はできないが、保険者が提供を受け点検に活用する等しているものではなく、保険者としてのニーズは低い。
- 提出を求める診療データは、審査における有用性を分析、検証し、必要となるケースと対象を最小限にした上で、省令等によって選択的に記録することとして足りるのではないか。
- 今後、マイナポータル等で情報を閲覧できる仕組みが導入され、特定健診データが閲覧可能となるが、血液検査の結果についても閲覧可能としてはどうか。当面はタイムラグが生じるであろうが、さらにいずれタイムラグなく閲覧可能となれば、薬局でもダブルチェックができるようになり、患者にとっても利便性がある。

【在宅審査】

- 在宅審査はどう進めていくのか。今までの審査委員の利便性向上と確保の観点だけではなく、コロナ禍、コロナ後における審査委員と職員の両者について、社会的運営や新しい時代の働き方等の両面から考えるべきである。
- 新内閣の方針でもあるデジタル化があらゆる分野で加速する中、在宅審査は大事な取組であり、どのようなスピードで実現をしていくのか、詳細に説明をしてほしい。
- 在宅審査については、メリットは確かにある一方、個人情報の取扱(セキュリティの担保・他人に見られない環境整備)が懸念。事務局や医科・歯科の先生とも協議をする必要があることにも留意し、慎重に検討していく必要がある。
- 在宅審査については、審査委員、職員の相談がしづらくなり、差異発生の原因となることが懸念されることから、審査委員、職員の相談の場を確保することが課題である。

【支払スケジュールの柔軟化】

- 平成24年の支払早期化の実現は、医療保険部会等で十分に議論し、関係者が短縮可能なぎりぎりの時期まで短縮を実現したと記憶している。

- 隨時支払は、医療機関の請求にも無理があり、支払側については資金調達のめどがつかないので、請求側、支払側それぞれを含めて、実際に実現可能かどうか、慎重に議論すべきである。支払基金のサーバの負担を軽減できる一方、請求事務、支払事務、資金調達等、トータルコストが増加する可能性もあり、単純に移行できるものではないと考えている。
- 韓国では、制度上週単位で請求可能となっているが、実際には95%の医療機関が月1回の請求をしている。これは、韓国は、保険給付の水準が低く、混合診療が可能となっており、日本とは診療報酬の制度体系が異なる。日本では、月1回の支払スケジュールの下に成り立っており、柔軟化は困難である。なお、審査の負担も増加するのではないか。
- 支払スケジュールの柔軟化の最大のメリットであるシステムコストの低減は、クラウド化により既に達成されており、また、保険者、医療機関等は、現在の支払サイクルで運用されていることから、関係者の事務負担増を踏まえると、検討を進める必要はないのではないか。
- 優先順位は低いものの、例えば災害等により医療機関への資金供給が必要になった場合の対応として診療報酬を活用する等を検討する余地はあるのではないか。

【データヘルス関連】

- 全体のシステムや運用やオペレーションの改革をしながら、新しい仕組み（例えば、海外では、医療機関で多剤使用や重複薬剤についてワーニングが出る事例がある。）を生み出し、多くの人々がハッピーになるような医療保険制度の一端をしっかりと担える仕組みを構築してほしい。